



2024年6月21日

各位

会社名 株式会社アドヴァングループ
本店所在地 東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号
代表者名 代表取締役社長 末次 廣明
(コード番号7463 東証スタンダード市場)
(TEL: 03-3475-0394)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第51期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- 会社法改正等に伴い、株主総会の開催場所を柔軟に決めることが出来るように、現行定款第13条を削除するものであります。
- 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第37条及び第38条を新設し、併せて内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）、現行定款第39条（剰余金の配当の基準日）及び第40条（中間配当）を削除するものであります。
また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (自己の株式の取得) <u>第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、自己の株式を取得することができる。</u>	第2章 株式 (削 除)
第3章 株主総会 第12条 (条文省略) (開催場所) <u>第13条 当社は、東京都渋谷区で株主総会を開催する。</u>	第3章 株主総会 第11条 (現行どおり) (削 除)
第14条～第37条 (条文省略)	第12条～第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 38 条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 39 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当) <u>第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>第 41 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 36 条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第 39 条</u> (現行どおり)</p>

3. 効力発生日

2024 年 6 月 27 日

以上